

販売支援ツール作成業務企画提案コンペ実施要領

1 目的

この要領は、販売支援ツール作成業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名
販売支援ツール作成業務
- (2) 業務内容
別紙「販売支援ツール作成業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間
契約締結の日から平成 30 年 1 月 24 日（水）まで
- (4) 委託契約金額の上限
5,130,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件（「5 企画提案の参加申込資格」参照）に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、公益財団法人 えひめ産業振興財団（以下、「財団」という。）が内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する。

なお、契約に当たっては、選定された企画提案内容について協議を行った上で、財団と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

4 申し込み・問い合わせ先

公益財団法人 えひめ産業振興財団
産業振興課 中矢、藤田
〒791-1101 松山市久米窪田町 337-1
電話番号 : 089-960-1201
FAX番号 : 089-960-1105
電子メール :

5 参加資格要件

本業務に関する企画提案参加者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 本事業の業務の遂行にあたり、十分な能力を有すること
- (2) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと
- (3) 役員等、又は経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している

者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）でないこと

6 スケジュール

- (1) 参加申込受付
平成29年8月7日（月）～平成29年8月18日（金）
※ 詳細は「6－（1）参加申込」のとおり
- (2) 質問受付
平成29年8月7日（月）～平成29年8月21日（月）
※ 詳細は「6－（2）質問及び回答」のとおり
- (3) 企画提案書等受付
平成29年8月7日（月）～平成29年8月30日（水）
※ 詳細は「6－（3）企画提案書の提出」のとおり
- (4) 審査（プレゼンテーション）
平成29年9月上旬〔予定〕
※ 詳細は「8 審査」のとおり
- (5) 審査結果の通知
平成29年9月上旬〔予定〕
- (6) 委託期間
契約締結日から平成30年1月24日（水）まで

7 企画提案について

- (1) 参加申込
企画提案コンペに参加を希望する者は、次により「参加申込書（様式1）」を提出すること。
 - ① 提出期限 平成29年8月18日（金） 17時（必着）
 - ② 提出方法 FAX又はメール
※送付後、到着を確認するため、提出先まで電話すること。
 - ③ 提出先 「4 申し込み・問い合わせ先」のとおり
- (2) 質問及び回答
企画提案コンペに係る質問がある場合は、次により「質問書（様式2）」を提出すること。なお、回答は原則、参加申込者全員に行う。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
 - ① 提出期限 平成29年8月21日（月） 17時（必着）
 - ② 提出方法 FAX又はメール
※送付後、到着を確認するため、提出先まで電話すること。
 - ③ 提出先 「4 申し込み・問い合わせ先」のとおり
- (3) 企画提案書の提出
 - ① 企画提案書の構成（様式自由）

ア 表紙

宛名「公益財団法人 えひめ産業振興財団 理事長」、タイトル「販売支援ツール作成業務」、提出年月日、法人・団体名（正本のみ押印）を記載すること。

イ 企画提案内容

別添「販売支援ツール作成業務委託仕様書」に基づき作成すること。

ウ 実施スケジュール及び実施体制

販売支援ツール作成業務に係る実施スケジュール及び実施体制を記載すること。

エ 法人・団体の概要

法人・団体の名称、代表者、住所、資本金、設立年月日、従業員数、事業内容等を記載すること。

オ 業務実績

過去に地方自治体等を対象に実施した動画作成等の業務の実績を記載すること。

カ 見積書

イの企画提案内容を実施するために必要な経費を詳細かつ具体的に記載すること。

② 規格 日本工業規格 A 4

③ 提出部数 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

④ 提出期限 平成 29 年 8 月 30 日（水） 17 時（必着）

⑤ 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く。）の 8 時 30 分から 17 時とする。

※郵送の場合は、一般書留又は簡易書留を利用すること。

⑥ 提出先 「4 申し込み・問い合わせ先」のとおり

⑦ その他

・企画提案書提出後の再提出及び差替えは原則認めない。ただし、財団から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ追加資料の提出を指示することがある。

・提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

・企画提案書は、参加者 1 者につき 1 案とし、複数の提案をすることはできない。

8 審査

(1) 審査方法

企画提案書を提案した事業者によるプレゼンテーションを行い、別に定める選定審査会において審査を実施する。

ただし、5 者以上から提案があった場合は、一次審査として書類審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる二次審査を行う場合がある。

(2) プレゼンテーション

- ① 実施日 : 平成 29 年 9 月上旬(予定)
※ 開始時間は、別途連絡
- ② 場 所 : 愛媛県松山市内 (予定)
※ 場所の詳細は、別途連絡
- ③ 持ち時間 : 25 分 (説明 15 分・質疑応答 10 分) (予定)
- ④ 順 番 : 上記 6 (1)「参加申込書」の受付順とする。
- ⑤ その他 : プレゼンテーションは提出した企画提案書の内容とし、財団が準備するプロジェクター、プロジェクタースクリーンを使用することができる。

(3) 審査基準

別添「販売支援ツール作成業務に関する企画提案コンペ審査基準」に基づき審査を行い、最終優秀提案者を選定する。

なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けないものとする。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に書面で通知する。ただし、順位や採点結果については通知しない。

9 契約の方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案書と提案内容に沿って、契約内容についての協議・調整を行った上で、財団と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約保証金は、免除する。
- (3) 別添、委託仕様書は、本件業務の最低水準を示したものとする。したがって、最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書は、財団と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、または協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査で次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

10 その他

- (1) 応募に係る必要な費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 本要領に定める事項に違反した場合や不正な行為が行われた場合は失格とする。
- (3) 提出された書類は、選定作業のため、必要最低限の範囲で複写することがある。
- (4) 「参加申込書 (様式 1)」の提出後、参加を辞退する場合は、「4 申し込み・問い合わせ先」まで連絡すること。